

写り込みに係る権利制限規定の拡充に関する報告書（案）の概要

1. 問題の所在

- 平成24年の著作権法改正によって創設された写り込みに係る権利制限規定（第30条の2）については、要件が厳格に設定されている結果、日常生活において広く一般的に行われている行為等についても妥当な結論を導くことができない場合があるとの指摘。また、スクリーンショットが日常的に行われるようになるとともに、個人による生配信が容易になるなど、社会実態が大きく変化したことにより、本規定の適用場面が限定されていることの問題点がより顕在化。
- このような状況を踏まえ、本規定の本来の趣旨・正当化根拠や課題等を整理しつつ、適法となる利用の範囲を明確化・拡充することについて検討。

2. 基本的な考え方

- 本規定については、可能な限り柔軟な対応が認められるよう、様々な行為を行う際に現実的な支障が生じ得る部分については、要件の緩和等を行うことが適当。
- ただし、想定外の利用態様にまで適用範囲が拡張されることや、濫用的な利用を招くこと、既に形成されているライセンス市場を阻害することなどが無いよう、十分に注意することが必要。

3. 検討結果

（1）対象行為

- 生放送・生配信、スクリーンショット、模写やCG化など日常生活等において一般的に行われる行為であって、写り込みが生じ得るものについては技術・手段等を制限せず広く対象に含めることが適当。
- 条文化に当たっては、包括的な規定とすることが適当。ただし、それによって写り込みが生じ得るものとして想定している場合以外が広く対象に含まれてしまわないよう、適切な表現で対象行為を特定する必要。

（2）著作物創作要件

- 著作物を創作する場合か否かは必ずしも本質的な要素ではないため、固定カメラでの生配信やスクリーンショットなどに対応する観点からも、著作物を創作する場合以外であっても広く対象に含める（著作物創作要件は削除する）ことが適当。

（3）分離困難性・付随性

- 本規定の正当化根拠からして「付随性」が重要な要件となると考えられるが、「分離困難性」については、この要件によって外形的・画一的な判断を行うことが必須のものとは考えられないため、「分離困難性」の要件は削除し、実質面に着目した柔軟な判断を可能とすることが適当。

- その際、単に「分離困難性」の削除のみを行った場合には、①濫用的な行為や、②既にライセンス市場が形成されており無許諾での利用を認めた場合には権利者の利益を不当に害することが明らかな行為、③自ら利益を得る目的で他人の著作物を意図的に利用する場合など権利者から許諾を得て利用することが可能かつ合理的と考えられる行為まで対象となってしまう恐れがあるため、このような行為は除外しつつ、社会通念上正当と認められるものは幅広く対象に含まれるよう、考慮要素を例示したうえで「・・・その他の要素に照らし正当（又は相当）な範囲内において」などの要件を規定することが適当。
- 本規定の対象として、メインの被写体と付随して取り込まれる著作物が別個のものである場合のほか、街の雑踏を撮影する場合のように、被写体（雑踏の光景）の一部に著作物が付随的に含まれる場合も対象に含まれることを明確化することが適当。

（４）軽微姓

- 軽微な構成部分といえるか否かは、全体に占める著作物の面積の割合だけで判断されるものではなく、画質、音質、利用時間、作品全体のテーマとの関係での重要性等を総合的に考慮して社会通念に基づき判断されるものであるところそれを明らかとし、利用者の判断に資するよう、考慮要素を複数例示しつつ、「・・・その他の要素に照らし・・・」と規定することが適当。

（５）対象支分権

- （１）の対象行為の拡大に伴い、公衆送信（送信可能化を含む。）や、演奏・上映（例：同一構内で伝達を行う場合）等を広く対象に含める観点から、「いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」という包括的な規定とすることが適当。

（６）ただし書

- ただし書は権利者の利益を不当に害しないための歯止めとして重要な規定であるが、あくまで最終的な安全弁としての役割を果たすもの。しかし、今回の見直しは、あくまで本規定の本来の趣旨・正当化根拠が妥当する範囲で柔軟な対応が認められるようにするものであり、基本的に、今回の見直しによってただし書の適用場面・事例が大きく拡大することは想定されない。

（ただし、対象行為が大幅に拡大されることで既に成立しているライセンス市場等と抵触する事態等が生じる可能性は従前よりも増加していると考えられ、仮にこのような事態等が生じた場合には、最終的な安全弁として、ただし書が機能し、権利制限規定の適用が除外されることになる）

4. その他（周知・普及啓発）

- 誤解等に基づく不適切な利用を防止するとともに、本来権利制限の対象とならずの行為が無用に萎縮することのないよう、法整備が行われる際には、その趣旨や各要件の解釈等について、周知・普及啓発を行っていくことが重要。